

質問第五十一号

警察官募集方針に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月二十九日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年三月廿日

警察官募集方針に關する質問主意書

一、警察官の募集採用方針に大なる誤算はないか、現在、警察官の不正は新聞報導だけでも國民はふるえ上つてゐる幾多の不正事件を警官がやつてゐる、新聞に出るのは九牛の一毛である。

まだ、沢山不正事件が枚挙にいとまがないのであるが政府の処見を問う。

二、この中で大部分が採用方針に誤算があるからだ、活動館の廣告みたいにポスターで募集するのがその主因の一部である。町村長、市長等に確實な人物をさがしてもらい試の上採用すべきだ、前身の悪い粗惡な人物を採用するからである。身元調査に欠ける処が沢山あるからである、不良が警官になつてゐるのが政府にはわからないのか処見を問う。警官になつた不良の動きこそ事實弊害これ以上はない。右質問に対し速かなる答弁を要求する。